

[連載] 知財政策ダイアログ No. 1

大学における知的財産の創出・管理・活用に向けて

— 文部科学省の取組み

伊藤学司 (文部科学省研究振興局技術移転推進室)

Aiming at the Creation, Management, and Application of Intellectual Properties of Universities

— The Measures and Policies of MEXT —

Gakuji Ito

Office for Technology Transfer Promotion, Research Promotion Bureau, Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

「知的財産立国」の実現を図るうえで、知の源泉たる大学の果たすべき役割は極めて大きい。大学から生まれる知的財産をしっかりと管理・活用していくため、文部科学省では、知的財産本部の整備や外国特許出願の支援などを行っており、大学の知的財産活動は、いくつかの課題を抱えながらも、各大学の努力により急速かつ大幅に進展している。今後、大学における知財活動がより本格的かつ持続的に展開されるためには、大学の主体的な取組みが不可欠であり、知財活動を通じて研究成果を社会に還元するという観点から、しっかりと各大学の方針の中に位置づけ、積極的に取り組んでいくことが望まれる。

「知」の時代といわれる21世紀において、大学が果たすべき役割は極めて大きいものがある。

平成14年に「知的財産基本法」が制定され、同法に基づく知的財産推進計画が策定されるなど、現在「知的財産立国」実現に向けた種々の取組みが政府全体で進められている。この知的財産基本法第7条では、「大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする」と大学の責務が明記されるとともに、知的財産推進計画において、大学における知的財産の創造、活用の推進のための多くの取組みが盛り込まれるなど、大学に対する期待は極めて大きい。また、「国立大学法人法」により、16年度から国立大学に独立した法人格が付与されたことにより、大学で創出された知的財産を、大学の主体的な判断により、自ら積極的に管理・活用していくことが可能となった。

これらのことを背景として、「知」の源泉たる大学から生まれる特許等知的財産の管理・活用を組織的かつ効率的に行うための体制整備の必要性や、大

学の知的財産活動の支援の重要性が様々な場面において指摘されたことを踏まえ、文部科学省では、大学知的財産本部整備事業や大学の外国特許出願支援等を実施し、大学の積極的な知的財産活動の支援を行っている。

1. 大学における知的財産の管理・活用体制の整備について

1.1. 知的財産の機関帰属への転換

従来、大学における研究成果に関する特許等の知的財産については、原則として発明者たる大学教員個人に帰属することとされてきた。

しかしながら、研究成果を社会に還元しようとした場合、教員個人の財産となった発明の活用を組織的に推進することには限界があること、知的財産が死蔵されやすい傾向にあることなどの理由から、第2期の科学技術基本計画等において、個人帰属から機関帰属への転換が提言された。

こうした動きや国立大学法人化の検討状況を踏まえ、文部科学大臣の諮問機関である科学技術・学術審議会に設置された「知的財産WG」では、平成14年11月、大学における知的財産の機関帰属への転

換とそのため大学の体制整備を求める報告書をまとめ、機関帰属を原則とする方針が明確に示された。

1.2. 「大学知的財産本部整備事業」の概要

特許等の知的財産の機関帰属への移行を踏まえ、大学等における知的財産の創出、取得、管理、活用を戦略的に実施するための全学的な体制整備の効果的なモデルを構築するとともに、その効果を全国の大学等に展開することを目指し、15年度から「大学知的財産本部整備事業」を開始した。

本事業に選定された43の大学等においては、副学長等を本部長に、外部の専門人材の積極的な活用を図りながら、全学的な知的財産の管理・活用体制のための組織を整備するとともに、大学の知的財産戦略方針の策定や知的財産ポリシー・利益相反ポリシーなどのルールづくり、特許出願の可否の審議などに取り組んでいる。なお、選定された各大学等は、学部学科やキャンパスの所在状況、TLO（技術移転機関）との連携形態など異なる整備パターンを有しており、今後、大学における知的財産の管理・活用体制の先駆的なモデルパターンを全国の大学へ提供していくことが期待されている。

1.3. 知的財産本部の中間評価結果

「大学知的財産本部整備事業」は、従来大学に存在しなかった新たな機能を整備するものであり、また、知の活用を新たな知の創造にまで結びつけるという「知的創造サイクル」の実現を目的とするものである。このため、安定した体制が整備され知的創造サイクルが実現するまでの、原則5年間の継続的な支援を前提としつつ、事業の効率的・効果的な実施のために、本年7月、2年経過時点における中間評価を実施したことから、評価結果の概要を以下に述べる。

いずれの大学も、短期間の間に、

- ①副学長等をトップに据えた全学的・横断的な体制の構築
- ②企業OBや弁理士、弁護士などの外部の専門人材の積極的な活用
- ③知的財産ポリシーや利益相反ポリシーなど基本

的な学内ルールの策定

- ④研修会の実施や手引書の作成などによる学内教職員への普及啓発活動
- ⑤発明届出に対する機関帰属・出願の決定などの

図1 発明届出件数

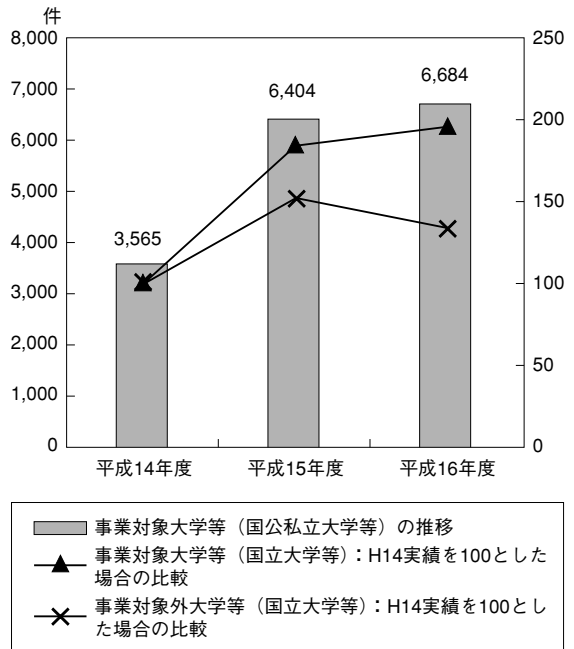
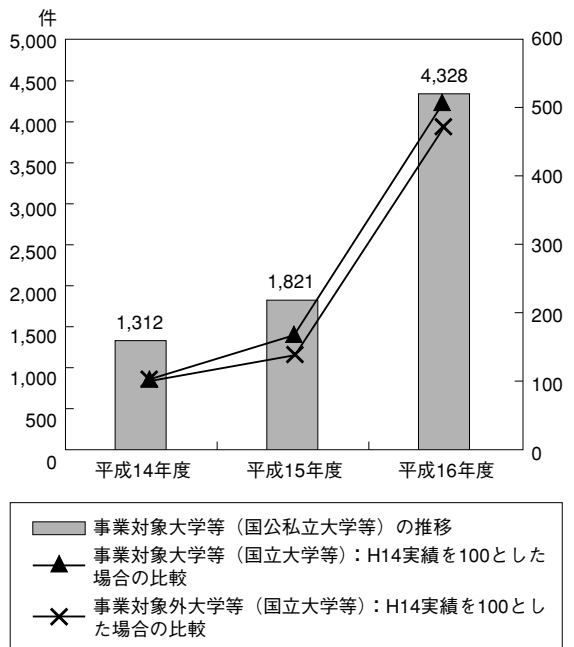


図2 特許出願件数（国内・外国合計）



審査体制の確立

⑥出願からライセンスに至るまでをカバーした知財の管理システムの導入

など、総じて、当初の事業計画を着実に踏まえた体制の整備が図られている。

図3 共同研究（件数）

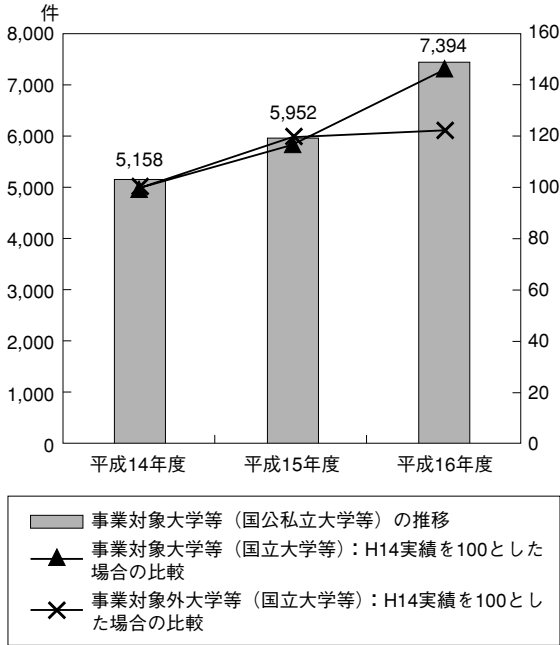
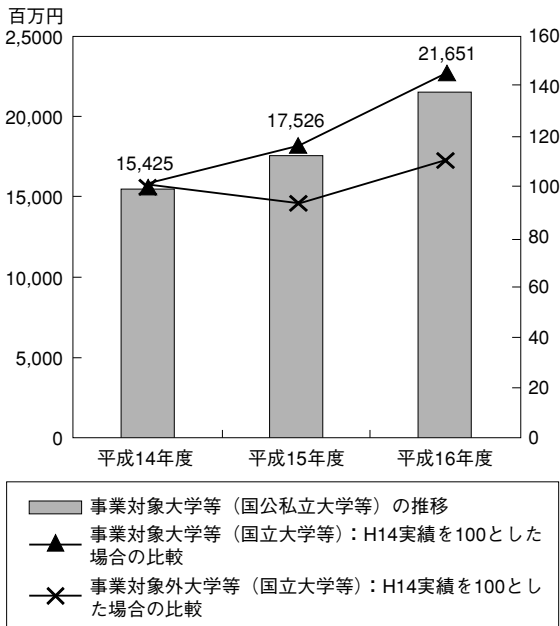


図4 共同研究（金額）



こうした取組みにより、各大学等においては、機関帰属の方針が浸透し、発明届出数が大幅に増加（図1）するとともに、特許出願数が飛躍的に増大（図2）するなど、当初の事業計画を上回るペースで着実に実績を上げている。

また、知的財産を核とした民間企業等との連携活動も活発に展開され、特に民間企業等との共同研究を見ると、本整備事業対象の43大学等における16年度の共同研究実施件数・研究費の伸びが対象以外の大学の伸びを大幅に上回る（図3、4）など、知的財産を核とした知的創造サイクルの実現に向け、確かな一歩を踏み出したといえる。

しかし、同時に、今回の中間評価を通じ、次のような改善すべき課題も明らかになった。

- ①発明届出数等が増大したことに伴う審査・出願体制の充実への対応
- ②大学のポリシー・ルールを踏まえつつ、個々のケースに応じた柔軟な対応
- ③特許出願経費など、本事業対象費以外の活動費の確実な措置
- ④将来を見通した内部人材の計画的な養成
- ⑤蓄積されたノウハウの着実な継承と他大学等への普及
- ⑥本事業終了後における大学における自立的な体制整備に向けた検討への着手

各大学等においては、上記の点に加え、中間評価で指摘された各大学ごとの課題の改善に向け早急に検討を行い、よりよい体制の構築に向けた取組みを進める必要がある。

1.4. 知的財産本部整備事業対象大学以外における知的財産体制の整備

大学知的財産本部整備事業対象大学以外でも、多くの大学で優れた知財を多数生み出しており、これを適切に管理・活用していく体制を整備していくことは極めて重要である。

実際、大学独自の予算で専門人材を雇用したり、特許庁の知財管理アドバイザーの派遣などを受け、体制整備を進めている大学も多い。

知財本部整備事業においても、全国の大学における知的財産戦略体制の整備の普及を図るため、16

年度から「地域連携ネットワーク事業」を実施している。本事業では、全国ブロック毎（北海道・東北地区、関東地区、中部地区、近畿地区、中国・四国地区、九州地区の全6ブロック）に大学知的財産本部体制の整備に関する研修会及び地域産業界や地方公共団体等との連携によるビジネスショウを開催し、事業の実施大学を中心として、地域の大学の知的財産戦略体制の向上や地域社会との連携を支援している。

本年3月末時点の全国の国公私立大学・高等専門学校における知的財産の機関帰属化及び大学知的財産本部等の知的財産の管理・活用体制の整備状況については、知的財産を原則機関帰属としている大学は232機関（昨年6月と比較し24%増）、学内において知的財産の管理・活用体制を整備している大学等は142機関（同19%増）となり、全国の大学で着実に知財の管理・活用体制の整備が進んでいる。

2. 大学における知的財産の創出等の支援について

1. において、大学における知財の管理・活用体制の整備のための支援策について述べたが、その前提として最も重要なことは、各大学において独創的な研究活動が活発に展開され、すばらしい研究成果が生み出されるということである。

そのような意味で、科学研究費補助金をはじめとする各種の研究費支援を今後も充実していくことが必要なことは言うまでも無いが、特に、知的財産の活用という観点から、大学における独創的な研究成果（シーズ）を実用化に向けた開発につながるまでの研究の支援が重要であり、独立行政法人科学技術振興機構（JST）において、独創的シーズ展開事業などの諸事業を実施している。

また、JSTにおいては、大学における研究成果を確実に権利化するため、特に多額の費用を必要とする外国特許の出願経費の支援を行っている。

これらの諸施策を通じ、創造から保護、活用に至るまで、各段階における支援を行っている。

3. 大学の知的財産活動を巡る現状と今後の課題

前述の通り、我が国が知財立国の実現を目指す中、政府による各種支援策や制度変革などにより大学の知的財産活動を巡る状況は大きく変貌するとともに、急速に進展している。

国立大学における発明届出件数は、平成14年度の3,832件から16年度には6,968件と2年間で約1.8倍となり、国内特許出願数は、14年度の496件から16年度には3,756件と約7.6倍になるなど、飛躍的な伸びを示している。

一方、そうした伸びと比較すると、特許の実施件数や実施料収入の伸びは未だ十分ではなく、今後の課題である。もちろん、出願された特許が権利化され、実際に実施されるまでの間は3年程度のタイムラグが存在することから、現時点の数字をもって悲観的に考える必要は全くないが、今後も大学が出願するに当たっては、実施されることによって研究成果が社会に還元されるという視点を持って臨むことが重要である。

また、もう一つの大きな課題は、特許出願に関する費用をはじめとする知財活動に要する費用の確保の問題である。増大する特許出願の経費をいかに確保していくかは喫緊の課題であるし、体制の維持という点でも、知的財産本部整備事業終了後を見据えた計画的な対応が必要である。

この課題は、突き詰めると、各大学が知的財産活動を大学の教育・研究方針の中でどのように位置づけるかにかかっているものである。私自身は、大学の知的財産活動は産学連携戦略と表裏一体の関係のものであり、また、研究成果を社会に還元するという大学の使命を果たすために不可欠なものであり、利益を生むか否かにかかわらず、大学として主体的に取り組むべきものと考えている。

いずれにせよ、各大学が、十分に学内で検討を行い、中期目標・中期計画などで定めた大学の進むべき方向に向かい、自らの主体的な判断で必要な経費をしっかりと確保していくということがまずもって重要なことである。その上で、政府としても、知財立

国の実現，大学の教育・研究活動の活性化等の観点 であろう。
から，必要な支援を行っていくということが必要で
